

# 認定事例

(災害補償課)

## 出初式に右被殻出血を発症した事案 (公務上)

### 1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員  
災害発生当時51歳 食品卸売問屋

### 2 災害発生日

N年1月8日

### 3 災害発生状況

(1) 災害発生日の時系列的状況

- 6:00 起床、外出準備
- 8:30 ポンプ車にて詰所を出発
- 8:50 出初式会場に到着
- 9:50 整列(現場外套を脱ぐよう指示あり、雨ざらしの状態で待機)
- 10:00 出初式開式
- 10:30 訓練披露にて放水開始(現場外套及びヘルメットを装着、被災者は筒先補助を担当)
- 10:40 放水補助作業中に頭痛が出現。放水終了後、撤収作業を行っていたが頭痛がひどかったため中断
- 10:50 トイレで嘔気あったが用を済ませ戻る。ポンプ車に乗り込むも頭痛がひどく、同僚団員が消防署まで搬送。その後、救急隊員の判断で病院へ救急搬送

(2) 災害発生前1週間の公務従事状況  
特になし

(3) 災害発生前6か月の公務従事状況  
2回の火災出動、3回の訓練、11回の警戒活動に従事。

(4) 災害発生前の就労状況

1月4日から8時間勤務(業務内容は営業支援)、ただし、1月5・6日は賀詞交換、得意先への挨拶回り等のため出張

### 4 傷病名及び程度

右被殻出血 療養

### 5 災害発生前の身体状況等

身体状況:身長168cm、体重76kg  
既往症等:発症から1年ほど前に中性脂肪が高値との指摘あり  
嗜好品:ビール(1本/日)  
気象状況:雨、気温7.2℃、湿度92%

### 6 療養の状況

保存的療法により、1月16日、左手のつまみ握力低下のみを残して退院。

### 【説明】

労災をはじめとする災害補償制度を参考に、消防基金では、公務による明らかな過重負荷が加わったことにより、本人が有する血管病変又は基礎的病態(以下「血管病変等」という。)がその自然経過(加齢、一般生活等において生体が受ける通常の要因による血管病変等の形成、進行及び増悪の経過をいう。)を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症したと認められるときは、公務がその発症に当たって相対的に有力な原因であると判断し、公務に起因する疾病として取り扱っている。

この場合の「公務による明らかな」とは、「発症の有力な原因が仕事によるものであることがはっきりしていること」とされている。また、「過重負荷」とは、「医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得る

ことが客観的に認められる負荷」とされ、具体的には、①発症直前から前日までの間に於いて、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと、②発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に就労したこと、③発症前おおむね6か月間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと、のいずれかを満たすこととされている。さらに、「相対的に有力な原因である」かどうかについては、業務がその中で最も有力な原因であることは必要でないが、相対的に有力な原因であることが必要であり、単に併存する諸々の原因の一つに過ぎないときは、それでは足りないと解されている。

この認定基準・認定要件を参考に公務上外を判断するにあたり、まず、本件の発症の直前から前日までの間にあった主だった労務を見ると、発症当日、出初式に参加したことが挙げられる。被災団員は、待機時間及び式典中の約40分間、防寒着と雨衣を身に着けない状態でありながら悪天候の雨ざらしの中整列している。また、その後の一斉放水では、そこでようやく現場外套とヘルメットの装着を許されたが、出初式の見せ場としてミスは許されない状況の中で約10分間、放水時は約

20kg以上の圧力がかかるホースを筒先補助員として支持している。防寒着と雨衣を身に着けずに寒冷状態での40分間の整列は、医学的知見によるところの「普段はさほど高くない血圧が一時的に上昇」するに足る異常な出来事に相当し、加えて、そのことによる肉体的負荷のみならず、出初式という重要な式典において多数の来賓の前で作業する緊張感を被災団員にもたらしたと考えられる。

一方、被災団員の素因については、医学的知見によれば、被災団員は脂質異常症及び肥満であるため全くリスクがなかったとは言えないが、被殻出血に直接に影響するとされている血圧は正常の範囲内であり、またその他に危険因子となりうる要素も見当たらないとのことであった。

これらを総合的に勘案すると、本件発症直前から前日までの間の公務従事状況は、前述にある①にあるような特に過重な公務に相当するため、公務への従事が脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させたと客観的に認められると考えられる。したがって、公務が相対的に有力な原因として発症した「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」に該当すると判断したものである。